

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年3月30日 一部改正</u> <u>令和4年4月11日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052 沿革 (略)</p>	
<p>第1条～第3条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p>	
<p>(申込み)</p> <p>第4条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、原則として、次の各号に掲げる日より前に、申込みを行うものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p>(申込み)</p> <p>第4条 海外投資保険の申込みをしようとする者は、原則として、次の各号に掲げる日前に、申込みを行うものとする。</p> <p>一～二 (略)</p>	
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>	
<p>(増資に係る保険契約の取扱い)</p> <p>第6条 約款(株)により保険契約を締結した被保険投資の相手方に対し、被保険者が増資を行った場合又は行おうとしている場合であって、当該増資に係る投資額について保険契約を締結するときは、被保険者の希望により次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>一 既に締結されている保険契約(以下「増資前保険契約」という。)と別に、当該増資に係る投資額について新たに保険契約を締結する方法</p> <p>二 当該増資に係る投資額について、増資前保険契約の増額として保険契約を締結する方法</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(増資に係る保険契約の取扱い)</p> <p>第6条 約款(株)により保険契約を締結した被保険投資の相手方に対し、被保険者が<u>保険契約締結後</u>、増資を行った場合又は行おうとしている場合であって、当該増資に伴う送金額について保険契約を締結するときは、被保険者の希望により次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>一 既に締結されている保険契約(以下「増資前保険契約」という。)と別に、当該増資に伴う送金額について新たに保険契約を締結する方法</p> <p>二 当該増資に伴う送金額について、増資前保険契約の増額として保険契約を締結する方法</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(<u>取得のための対価の額等</u>)</p> <p>第7条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。</p>	<p>(対価の額等)</p> <p>第7条 取得のための対価の額の設定については、次の各号に定めるいずれかによるものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>一～二 (略)</p> <p>三 直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類若しくはこれに準ずる書類(以下「財務諸表等」という。)による簿価純資産額のうち保険申込者(保険申込者と海外投資を行った者が異なる場合は、当該海外投資を行った者。以下同じ。)の持ち分に相当する金額(当該保険申込者が同一の被保険投資の相手方について複数の保険契約を締結する場合にあっては、当該保険申込に係る保険申込者の持ち分に相当する金額とする。以下「被保険投資の相手方評価額」という。)。<u>なお、当該財務諸表等は、公認会計士又はこれに準ずる者がその適正性を保証したもの又は被保険者の監査済財務諸表等作成時の基礎書類となったものとする。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。</u>以下同様とする。</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、プレミアム相当額を証券で定める場合の取得のための対価の額の設定については、証券に定めるプレミアム相当額に前項第3号の規定により算出した被保険投資の相手方評価額を加算した金額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>一～二 (略)</p> <p>三 直近の被保険投資の相手方の貸借対照表その他決算関係書類若しくはこれに準ずる書類(以下「財務諸表等」という。)による簿価純資産額のうち保険申込者(保険申込者と海外投資を行った者が異なる場合は、当該海外投資を行った者。以下同じ。)の持ち分に相当する金額(当該保険申込者が同一の被保険投資の相手方について複数の保険契約を締結する場合にあっては、当該保険申込に係る保険申込者の持ち分に相当する金額とする。以下「被保険投資の相手方評価額」という。)。<u>ただし、当該財務諸表等は、公認会計士又はこれに準ずる者がその適正性を保証したもの又は被保険者の監査済財務諸表等作成時の基礎書類となったものに限る。</u>以下同様とする。</p> <p>四～六 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、プレミアム相当額を証券で定める場合の取得のための対価の額の設定については、証券に定めるプレミアム相当額に前項第3号の規定により算出した被保険投資の相手方評価額を加算した金額とする。</p> <p>3 (略)</p>	
<p>(換算率)</p> <p><u>第8条 約款(株)第33条第2項第1号イ(同項第2号から第6号までにおいて第1号イを適用する場合を含む。以下本条において同じ。)</u>及び約款(不)第32条第2項第1号の規定にかかわらず、取得のための対価の額の設定については、保険の申込みの日の属する月の1日における外国為替相場により邦貨に換算することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(換算率)</p> <p>第8条 約款(株)第33条第2項第1号及び約款(不)第32条第2項第1号の規定にかかわらず、取得のための対価の額の設定については、保険の申込みの日の属する月の1日における外国為替相場により邦貨に換算することができる。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>第9条～第12条 (略)</p>	<p>第9条～第12条 (略)</p>	
<p>(保険契約の解約)</p> <p>第13条 以下のいずれかに該当する場合については、約款(株)第19条及び約款(不)第19条における「別に定める場合」として、保険契約の解約を認めるものとする。</p>	<p>(保険契約の解約)</p> <p>第13条 以下のいずれかに該当する場合については、約款(株)第19条及び約款(不)第19条における「別に定める場合」として、保険契約の解約を認めるものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>一～二 (略)</p> <p>2 保険契約者及び被保険者が、次の各号のうちいずれかを理由として、同一の投資に対する新たな保険契約の申込を前提として、保険契約の解約を申し出た場合は、約款(株)第19条又は約款(不)第19条における「別に定める場合」として、原則として当該応当日の前日に保険契約を解約し、当該応当日より新たな保険契約を締結することができるものとする。ただし、新たな申込み内容に基づく保険契約の締結について日本貿易保険が認めた場合に限るものとし、新たに締結する保険契約の期間は解約時点における保険契約の残存期間と同じかそれよりも長いものとする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>一～二 (略)</p> <p>2 保険契約者及び被保険者が、次の各号のうちいずれかを理由として、同一の投資に対する新たな保険契約の申込を前提として、保険契約の解約を申し出た場合は、約款(株)第19条又は約款(不)第19条における「別に定める場合」として、原則として当該応当日の前日に保険契約を解約し、当該応答日より新たな保険契約を締結することができるものとする。ただし、新たな申込み内容に基づく保険契約の締結について日本貿易保険が認めた場合に限るものとし、新たに締結する保険契約の期間は解約時点における保険契約の残存期間と同じかそれよりも長いものとする。</p> <p>一～四 (略)</p>	
<p>第14条 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p>	
<p>(締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い)</p> <p>第15条 約款(株)第34条第2項の規定に基づき、複数の保険契約のうち二以上のものを一の保険契約とすること(以下「証券統合」という。)を請求する場合には、次の各号の条件により取り扱うこととする。</p> <p>一 保険契約者は、証券統合の対象にする複数の保険契約のうちいずれか1つを他の保険契約(以下「被統合証券」という。)の統合先(以下「統合先証券」という。)として指定し、<u>統合先証券又は被統合証券のいずれかの保険年度の開始の日を証券統合を行う日(以下「統合日」という。)</u>として、<u>統合日の1月前までに日本貿易保険に書面で申請することにより、同日以後の保険契約部分を統合する。</u></p> <p>二 <u>統合日以降、統合先証券における保険年度を被統合証券の保険年度とし、被統合証券の保険期間の満了日は、次のとおりとする。</u></p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>三 保険料率等規程別表第5に規定する国カテゴリー等保険契約内容については、前号を除き証券統合前の保険契約内容とする。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(締結済み保険契約に係る証券統合等の取扱い)</p> <p>第15条 約款(株)第34条第2項の規定に基づき、複数の保険契約のうち二以上のものを一の保険契約とすること(以下「証券統合」という。)を請求する場合には、次の各号の条件により取り扱うこととする。</p> <p>一 保険契約者は、証券統合の対象にする複数の保険契約のうちいずれか1つを他の保険契約の統合先(以下「統合先証券」という。)として指定し、<u>統合先証券以外の保険契約(以下「被統合証券」という。)</u>における各保険年度の開始の日の1月前までに日本貿易保険に書面で申請することにより、<u>当該各保険年度の開始の日を証券統合の日とし、同日以後の保険契約部分を統合する。</u></p> <p>二 <u>統合先証券における保険年度を被統合証券の保険年度とし、証券統合後の被統合証券の保険期間の満了日は、次のとおりとする。</u></p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>三 <u>貿易保険の保険料率等に関する規程(平成29年4月1日 17-制度-00070。以下「保険料率等規程」という。)</u>別表第5に規定する国カテゴリー等保険契約内容については、前号を除き証券統合前の保険契約内容とする。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	

新	旧	備考
第16条～第18条 (略)	第16条～第18条 (略)	
<p><u>(保険金の追加払)</u></p> <p><u>第19条 約款(株)第3条第4項に基づき日本貿易保険が損失をてん補し、保険金を支払う場合、日本貿易保険は、次の第1号を条件とする。また、次の第2号及び第3号の条件を付すことができる。</u></p> <p><u>一 保険金支払後に、てん補した費用の戻入れが発生した場合又はてん補した事業の休止期間中の取得金が発生した場合には、日本貿易保険に報告しなければならない。</u></p> <p><u>二 保険金請求人は、本保険金請求によりてん補された損失が、本保険金請求に至ったものと同じの原因による事業の休止により被保険者が受けた損失の一部のみである場合、再度同事業休止による損失につき保険金の支払を請求することができる。</u></p> <p><u>三 前号に基づき保険金の支払を請求する場合、日本貿易保険はてん補責任額の算定において海外投資(株式等)保険約款第3条第4項は適用しない。また、同約款第3条第4項に基づきすでに支払った保険金は支払保険金額より控除するものとする。</u></p>		
<p><u>(保管義務の対象となる書類)</u></p> <p><u>第20条 約款(株)及び約款(不)に定める保管義務の対象となる書類は、次のとおりとする。ただし、第1号、第6号及び第7号は約款(株)の場合に限る。</u></p> <p><u>一 被保険投資の相手方の定款</u></p> <p><u>二 海外投資について投資契約を締結した場合にあっては、その契約を証する書類(当該海外投資が増資による場合にあっては、増額増資決議を証する書類)</u></p> <p><u>三 海外投資に係る投資受入国の政府等の許可等を受けた場合にあっては、その許可を証する書類</u></p> <p><u>四 海外投資から生ずる取得金の送金を外国政府等が許可すべきことをあらかじめ約した場合にあっては、その事実を証する書類</u></p> <p><u>五 海外投資に関し日本国政府の許可を受けた場合にあっては、その許</u></p>		

新	旧	備考				
<p><u>可を証する書類（日本国政府への届出をした場合にあつてはその届出を証する書類）</u></p> <p>六 <u>被保険者の持ち分に相当する金額を証する書類</u></p> <p>七 <u>配当金請求権に係る損失をてん補する場合にあつては、その額を確認できる書類（株主総会決議等）</u></p> <p>八 <u>その他保険契約の申込みにおいて日本貿易保険が指示した書類</u></p> <p>附 則 この改正は、令和3年1月18日から実施する。</p> <p>附 則 この改正は、令和3年4月1日から実施する。</p> <p>附 則 <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p> <p>附 則 <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>	<p>附 則 この規程は、令和3年1月18日から実施する。</p> <p>附 則 この規程は、令和3年4月1日から実施する。</p>					
<p>別表</p> <p>定義（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="98 1015 972 1471"> <tr> <td data-bbox="98 1015 277 1471">2. てん補事由</td> <td data-bbox="277 1015 972 1471">(事業不能等) ・被保険投資の相手方について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、被保険投資の相手方の事業全体についてそのような事由が生じたことをいう。ただし約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち再投資先企業に係る事業のことをいい、約款（株）第2条第3項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち被保険投資の相手方の一の事業拠点等（約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）においてそのような事由が生じたことをいう。</td> </tr> </table>	2. てん補事由	(事業不能等) ・被保険投資の相手方について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、被保険投資の相手方の事業全体についてそのような事由が生じたことをいう。ただし約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち再投資先企業に係る事業のことをいい、約款（株）第2条第3項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち被保険投資の相手方の一の事業拠点等（約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）においてそのような事由が生じたことをいう。	<p>別表</p> <p>定義（抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="1003 1015 1877 1471"> <tr> <td data-bbox="1003 1015 1182 1471">2. てん補事由</td> <td data-bbox="1182 1015 1877 1471">(事業不能等) ・被保険投資の相手方について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、被保険投資の相手方の事業全体についてそのような事由が生じたことをいう。ただし約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち再投資先企業に係る事業のことをいい、約款（株）第2条第3項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち被保険投資の相手方の一の事業拠点等（約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）においてそのような事由が生じたことをいう。</td> </tr> </table>	2. てん補事由	(事業不能等) ・被保険投資の相手方について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、被保険投資の相手方の事業全体についてそのような事由が生じたことをいう。ただし約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち再投資先企業に係る事業のことをいい、約款（株）第2条第3項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち被保険投資の相手方の一の事業拠点等（約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）においてそのような事由が生じたことをいう。	
2. てん補事由	(事業不能等) ・被保険投資の相手方について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、被保険投資の相手方の事業全体についてそのような事由が生じたことをいう。ただし約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち再投資先企業に係る事業のことをいい、約款（株）第2条第3項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち被保険投資の相手方の一の事業拠点等（約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）においてそのような事由が生じたことをいう。					
2. てん補事由	(事業不能等) ・被保険投資の相手方について事業の継続の不能又は1月以上の事業の休止が生じたこととは、被保険投資の相手方の事業全体についてそのような事由が生じたことをいう。ただし約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち再投資先企業に係る事業のことをいい、約款（株）第2条第3項に規定する特約を付した場合は、被保険投資の相手方の事業のうち被保険投資の相手方の一の事業拠点等（約款（株）第2条第2項に規定する特約を付した場合においては当該特約の対象となる事業における一の事業拠点等）においてそのような事由が生じたことをいう。					

新	旧	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・「事業の継続の不能」とは、事業継続が将来にわたって困難になったことをいう。施設損壊等などの物理的損害により事業を継続することが出来なくなった場合のみならず、損害の影響の継続により将来にわたって事業会社の自己資本が毀損していくような状況が見込まれることにより事業撤退した場合を含む。 ・「事業の休止」とは、事業再開を前提として事業会社が当該事業活動を停止することをいう。事務所閉鎖など物理的な停止のみならず、実態として操業不能な状態になっている場合を含む。 ・1月以上の事業の休止が生じたことによる損失については、事業の休止後、事業が再開することなく1月が経過した日が保険期間内にあればん補の対象とする。 ・「事業の再開」とは、被保険投資の相手方が停止していた事業活動を再開することをいう。物理的な停止状態が解消した時（立入制限解除、電気供給再開、生産設備の修理が完了し稼働可能となった時等）や、事業活動中断の原因が解消した時（必要部品や代替納入先の確保、取引先の事業再開、経済活動が正常化等）等を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業の継続の不能」とは、事業継続が将来にわたって困難になったことをいう。施設損壊等などの物理的損害により事業を継続することが出来なくなった場合のみならず、損害の影響の継続により将来にわたって事業会社の自己資本が毀損していくような状況が見込まれることにより事業撤退した場合を含む。 ・「事業の休止」とは、事業再開を前提として事業会社が当該事業活動を停止することをいう。事務所閉鎖など物理的な停止のみならず、実態として操業不能な状態になっている場合を含む。 ・1月以上の事業の休止が生じたことによる損失については、事業の休止後、事業が再開することなく1月が経過した日が保険期間内にあればん補の対象とする。 ・「事業の再開」とは、被保険投資の相手方が停止していた事業活動を再開することをいう。物理的な停止状態が解消した時（立入制限解除、電気供給再開、生産設備の修理が完了し稼働可能となった時等）や、事業活動中断の原因が解消した時（必要部品や代替納入先の確保、取引先の事業再開、経済活動が正常化等）等を含む。 	
	<p>(政策変更リスク特約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>約款（株）第2条第1項第6号に規定する「政策変更」とは、権利侵害には該当しない外国政府等の合法的な行為をいうものとする。</u> 	
<p>(送金危険)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約款（株）第2条第1項第5号の規定に定める「株式等の喪失（前4号の事由によるものを除く。）により取得した金額」とは、株式等の売却代金、資本剰余金の配当、資本金の額の減少による配当有償減資による資本の払戻しその他資本剰余金の処分による配当、残余財産の分配金等をいう。 ・また現金化されたものの外、同号に規定する事由により送金が行えないため、被保険投資の相手方がいつでも支払いを行いうる状態で保有している金額も含まれるも 	<p>(送金危険)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約款（株）第2条第1項第5号の規定に定める「株式等の喪失（前4号の事由によるものを除く。）により取得した金額」とは、株式等の売却代金、資本剰余金の配当、資本金の額の減少による配当有償減資による資本の払戻しその他資本剰余金の処分による配当、残余財産の分配金等をいう。 ・また現金化されたものの外、同号に規定する事由により送金が行えないため、被保険投資の相手方がいつでも支払いを行いうる状態で保有している金額も含まれるも 	

新		旧		備考
	<p>のとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第69条第2項第4号イに定める「外国において実施される為替取引の制限又は禁止」は、外国政府のとした一般的措置であれば、為替取引の制限、禁止の根拠が法令に基づく措置か、行政処分に基づく措置か、あるいは法令の根拠のない単なる事実上の措置かは問わないものとする。ただし、保険契約締結後に新たに行われた措置でなければならない。 		<p>のとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第69条第2項第4号イに定める「外国において実施される為替取引の制限又は禁止」は、外国政府のとした一般的措置であれば、為替取引の制限、禁止の根拠が法令に基づく措置か、行政処分に基づく措置か、あるいは法令の根拠のない単なる事実上の措置かは問わないものとする。ただし、保険契約締結後に新たに行われた措置でなければならない。 	